

個人情報の黙示による包括的な同意について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

一方で、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめホームページ等で公表しておき被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合は「黙示的な同意」が得られていると解釈できることになっています。

なお、被保険者等は、健保組合が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう健保組合に求めることができます。

被保険者等が、上記の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について被保険者等の同意が得られたものとします。

また、同意及び留保は、その後、被保険者等からの申出により、いつでも変更することが可能です。

当健康保険組合では、以下の事項が黙示の同意で実施する項目となります。

- 1 医療費通知について、世帯ごとに被保険者あてにまとめて行うこと。
- 2 資格情報のお知らせについて、世帯ごとにまとめて被保険者あてに事業主経由で行うこと。